

## 都市ごみの収集・中継・処理・処分に関する各国の許認可制度比較

## 6. インドネシア

## 6.1 法規制

## (1) 中央政府による法規制

都市ごみは、2008年に制定された「廃棄物管理に関する2008年法律第18号」（以下廃棄物管理法）にて「家庭廃棄物」に分類され、規制されている。主要な条文は以下の通りである。

表1：廃棄物管理に関する法の主要な条文

7条	中央政府の役割に関する規定
8条	地方自治体の役割に関する規定
17条	許可証の発行は地方自治体の長官が管轄権を有する
26条	地方自治体間の調整に関する規定
27条	民間企業のパートナーシップに関する規定

上記の条文からも分かるように、インドネシアの都市ごみの処理に関する許認可は、各地方自治体を実施している。

また、廃棄物管理法では、17条と18条において、許可に関して以下のような規定を定めている。

## 許可

## 第17条

(1) 廃棄物管理のビジネス活動を管理するどの者も、地方自治体の権限に沿ってその長から許可を受けなければならない。

(2) (1)項に掲げる許可は、政府によって決定された規則に沿って付与される。

(3) (1)項に掲げる許可を受ける発生者に関する規則の規定は、更に地方自治体の権限に沿った地方自治規則によって規定される。

## 第18条

(1) 廃棄物管理の許可の付与は、一般に公開しなければならない。

(2) (1)項に掲げる許可の付与と情報公開に係る廃棄物管理のビジネスの業種に関する規

則の規定は、更に地方自治体の規則によって規定される。

なお 2012 年に施行された「家庭廃棄物及び家庭廃棄物に類似した廃棄物の管理に関する政府規則 81 号」は、廃棄物の処理について分類、回収、運輸、処理、処分の活動について規定しているが、条文は入手できなかった。

#### (2) 地方自治体による法規制

ジャカルタ市を例にとると、ジャカルタ市は、地方自治体の部署の一つである清掃局が許可証の発行、事業者登録などを管理している。許可制度に関する詳細情報は入手できなかった。

## 6.2 許認可過程に関係する機関・組織

#### (1) 環境省

環境省は、インドネシアの環境政策を統括する中央省庁である。廃棄物管理法を制定し、地方自治体に都市ごみ管理の権限を委譲している。ただし、B3 廃棄物に関しては、環境省に許可権が集中し、地方政府（州、県）には、監督権限のみ委譲されている。

#### (2) ジャカルタ清掃局

ジャカルタ清掃局は、ジャカルタ市の部局の一つである。Regional Work Unit (SKPD) の管轄下にあった都市ごみ管理事業を 2013 年から一元的に管理している。<sup>1</sup>具体的な管理方法に関しての情報は、入手できなかった。

## 6.3 申請手続き・申請条件

具体的な情報は入手できなかった。

## 6.4 日本企業の参入に関する考察

手続の詳細に関しては情報を入手できなかったため、具体的な考察をすることは困難である。一部 BOT 契約をしている事例が見受けられるが、これが一般的なのか定かではない。契約年数は 20 年である。

#### 参考文献

- ・ Act of the Republic of Indonesia Number 18 Year 2008 Regarding Waste Management

<sup>1</sup> “Beginning May, Garbage Will be Managed by the Sanitation Department”

- ・ Australian Aid “Beginning May, Garbage Will be Managed by Sanitation Department”  
[http://www.indii.co.id/news\\_daily\\_detail.php?id=5667](http://www.indii.co.id/news_daily_detail.php?id=5667)